

ID: 287

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	保育料等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市立幼稚園保育料等徴収条例 第1条		
例 規 番 号	平成17年条例第162号		
【根拠条文】 (趣旨) 第1条 この条例は、長門市立幼稚園(長門市立学校条例(平成17年長門市条例第159号)に基づき設置された幼稚園をいう。以下同じ。)の保育料等の徴収について必要な事項を定めるものとする。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (保育料等) 第2条 幼稚園の保育料は、無料とする。 2 前項に定めるもののほか、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であつて、保護者が負担することが適当と認められる場合は、当該経費について徴収することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 7 日